

自治画第97号

昭和63年7月1日

各都道府県国際交流担当部長 殿
各指定都市国際交流担当局長 殿

自治大臣官房企画室長

国際交流のまちづくりのための指針について（通知）

近年、外国人滞在者・訪問者の増加に伴い、外国人が自由に活動しうるような地域社会を築いていくことの要請が高まりつつあるが、地方公共団体が、このような観点から国際交流のまちづくりのための施策を策定し、展開することに資するため、別添のとおり、国際交流のまちづくりのための指針を策定したので通知する。

なお、本指針は、別途通知する「国際交流のまち推進プロジェクトの実施について」と関連するものであり、貴管下市町村への周知方配慮願いたい。

「国際交流のまちづくりのための指針」

1. 国際交流のまちづくりの意義

近年、我が国の社会・経済全般にわたる国際化の進展は著しく、これに伴い、地域レベルの国際交流が果たす役割が増大している。

我が国における人の流れを国際的に見ると、日本人の海外渡航が著しく増加している一方で、訪日外国人・居住外国人の数も確実に増加している。特に、近年、観光のみならず、学術・文化交流、留学、研修、商用等で訪日し、地方都市等に滞在する外国人が増加する傾向にある。

しかし、我が国の地域社会は、外国人にとってまだまだ活動しにくい点が多いと指摘されている。したがって、地域社会を外国人の立場にたって、外国人にとっても暮らしやすく、活動しやすく、親しみやすいまちづくりを進めていくこと、即ち、国際化という観点から広くまちづくりを見直していくことが必要である。このことは、地域社会の開放性を高め、活性化していくことにつながるものである。

2. 国際交流のまちづくりの基本的方向

外国人が活動しやすいまちづくりのための基本的課題は、外国人であるがゆえの言語の問題、我が国の行政に係る情報や知識の不足、地域の情報、日本人の風俗・風習・物の考え方等に関する知識不足等により、地域住民と同じレベルの快適な生活を送ることが困難であるという問題への対応である。したがって、これらの問題を各種の施策でカバーし、外国人にもできる限り地域住民と同一レベルに近づいた快適さを保障していくことが必要となる。

また、広く地域住民一般を対象とするまちづくりの施策の展開に関しても、国際化という視点を導入する必要がある。日本人にとって住みやすいまちは、外国人にとっても住みやすく、また、外国人にとって住みやすいまちは、日本人にとっても住みやすいまちである。

なお、国際交流のまちづくり施策を実施する際には、各地方公共団体の規模、外国人の居住者や訪問者の数、当該地方公共団体の国際化への取組み状況、まちづくりの基本的方向、住民の意向、財政状況等を考慮することが必要である。

3. 国際交流のまちづくりのための施策の展開

我が国における地域レベルの国際交流は、各地域の特性に応じて多様な形で展開されており、また、訪問外国人や居住外国人の数も各地域によって異なっている。

したがって、国際交流のまちづくりの施策の展開に当たっては、各地域の置かれた条件、地域的個性等を踏まえ、地域が自主的にかつ身近な施策から取り組んでいくことが基本である。

国際交流のまちづくりのために実施される施策は多種多様であるが、その中でも外国人のニーズに対応して多くの地域で積極的に実施されている施策、いわば望ましい施策は、次のとおりであるので、施策の企画・立案に当たっては、これら施策の実施を検討する必要がある。

①公共サインの外国語表示（主要道路の標識、街頭の案内板（主要地点）、主要公共施設等）

外国人が一人で活動する場合、その目的地に容易に到達できるように、標識や案内板等の外国語表示を進めることが望ましい。特に、街頭、道路など観光面、滞在面とともに、外国人が多く訪れ、足を運ぶ場所での施策が必要である。本施策の展開に際しては、わかりやすい表示とすることが基本であり、そのためには、標識等の掲示場所と表示方法を十分検討することが重要である。

②外国語表示の地図（交通案内を含む）の作成・配布

外国人にとって、外国語表示の地図の必要度は高い。地図の中には、バス路線等の交通案内が含まれていることが望ましい。また、地図には、本当に外国人が知りたい情報、例えば病院や飲食店などの固有名詞が出ているほうが望ましい。

③外国語表示の生活情報の提供

生活情報は、居住外国人にとっては、是非必要な情報であり、訪問外国人にとっても、緊急時の情報等は必要である。具体的には、災害等の緊急時の対応方法、医療、教育、交通、電気、ガス、ごみ等生活に関する最低限必要な情報は、外国語で表示して提供する必要がある。

④外国人登録窓口等へのインフォメーション機能の付加

外国人に対するインフォメーション機能については、独立したインフォメーションセンターがあれば望ましいが、大部分の地方公共団体ではそれが困難であるため、居住外国人が一度は必ず訪れる外国人登録窓口インフォメーション機能をもたせることが現実的である。具体的には、窓口には、必要なパンフレット等を備えておき、同時に簡単な相談にも応じられるようにすることが望ましい。

⑤在住外国人と地域住民の交流の場の設定

外国人が慣れない日本の生活を送る上で、精神の安定を保つことができるよう、また、外国人が地域の文化、風俗等の理解を深めることができるよう、地域の祭り、イベント等への在住外国人の招待、在住外国人との懇談会・交流会の開催といった施策が必要である。

また、これらの施策以外にも、各地域の実情、ニーズに応じて、以下のような各種の施策が展開されている。

①外国語表示

- ・庁内案内板・住居表示の外国語表示

②情報提供サービス

- ・外国人がアクセスしやすい情報センターの設置
- ・外国人向け広報紙（誌）の発行
- ・外国人向け市（町村）政映画・ビデオの製作
- ・外国人のための生活相談サービス

③体制づくり

- ・国際交流推進のための外国人職員の配置
- ・語学指導のための外国人職員の配置
- ・善意通訳等ボランティアの登録・活用
- ・ホームステイの受入れ家庭の登録・あっ旋

④その他

- ・地方公共団体への外国人研修生の受入れ
- ・日本語講座の開設
- ・日本語スピーチコンテストの開催
- ・外国人が閲覧する英文等の図書・資料の購入・配備

4 実施体制

地域レベルの国際交流の本来望まれる担い手は、民間部門であるが、国際交流のためのまちづくりが急務とされ、その活発な展開が求められている現在、地域における総合経営主体である地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、同時に、地域における総合調整機能をも果たす必要がある。

地方公共団体が国際交流のまちづくり施策を展開し、事業を推進する場合には、民間部門の主体性・活力が十分発揮されるよう、民間部門の各主体の幅広い参加と協力を得て、公・民協力体制を確立することが必要である。そのためには、地方公共団体と民間部門を構成員とする国際交流のまちづくりのための協議会等を設けることも望まれる。

また、行政面では、国、都道府県及び市町村が、それぞれの立場で協力し、支援し、あるいは事業主体となって、一体として推進する必要がある。

なお、市町村が施策を進めていく上で、広域にまたがるものは、隣接市町村と協力して行うことが望ましい。その場合、広域市町村圏単位での対応を検討する必要がある。

5 「国際交流のまち推進基本構想」及び「国際交流のまち推進計画」

国際交流のためのまちづくり施策は、地方公共団体が行う行政の各分野にまたがるものであり、また、必ずしも短期間で容易に達成できるものではないため、長期的な視点に立

って、体系的かつ計画的に実施することが必要である。そのためには、地方自治法に基づく市町村の基本構想等との整合性を図ることも必要である。

なお、「国際交流のまち推進プロジェクト」を実施しようとする市町村は、当該市町村の置かれた条件、地域的個性等を踏まえた上で、国際化という観点から広くまちづくりを行うことについて、その基本的方向（目標）、実施施策の概要等を明らかにする「国際交流のまち推進基本構想」を策定し、さらに、これに基づいて実施される事業の具体的な内容を定める「国際交流のまち推進計画」を策定するものとする。